

部位	現行ガイドラインの標準的な内容(斜体は望ましい内容)	改定案(斜体は望ましい内容)
乗降口	乗降口の1カ所は、スロープ、その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。	※行灯込みで立体駐車場の利用も考慮 ← ※電動式、ハンドル式を含め、多くの機種幅が650mm以内に収まる。
	車いすのまま乗車できる乗降口を1以上設け、その幅は750mm以上、高さは1,350mm以上とする。 幅は800mm以上が望ましい。	車いすのまま乗車できる乗降口を1以上設け、その幅は700mm以上(800mm以上)、高さは1,300mm以上(1,350mm以上)とする。
	車いすのまま乗車できる車両の室内高は、1,400mm以上とする。	車いすのまま乗車できる車両の室内高は1350mm以上(1400mm以上)とする。
	高齢者の円滑な乗降、車いす使用者が車いすのまま乗車する際のスロープの勾配を緩やかにするため、停車時の乗降口地上高はできる限り低くする。	← ※NV200(1385mm)の評価は概ね良好。
	停車時の乗降口地上高は、300mm以下とする。 高齢者、車いす使用者の乗降を円滑にするために、停車時の乗降口の高さは、200mm以下の段差とすることが望ましい。	停車時の乗降口地上高は、350mm以下(300mm以下)とする。ただし、補助ステップ等を設置する場合はこの限りではない。
	ただし、高齢者、松葉杖使用者等の乗降補助のために、1段の高さを200mm未満とするために補助ステップ等を設置する場合はこの限りではない。(停車時の乗降口地上高を低くするために、ニーリング機構を設けても良い)	高齢者、松葉杖使用者等の乗降補助のために、1段の高さが260mm以下(200mm以下)、奥行150mm以上(200mm以上)の補助ステップを設置すること。ただし補助ステップは2段以内に限定。 ← ※補助ステップは備え付けor別体
	乗降口の端部は、その周囲の部分や路面との明度差が大きいこと等により、身体障がい者、高齢者が端部を容易に識別しやすいようにする。	乗降口の端部(補助ステップ、手すりを含む)は、その周囲の部分や路面との明度差が大きいこと等により、身体障がい者、高齢者が端部を容易に識別しやすいようにする。
	乗降口付近の床の材質は、滑りにくい仕上げとする。 夜間においても足元が見やすいように、乗降口にはドア開閉時に点灯する足下照明灯を設置する。	← ←
-	(車いす固定スペースに傾斜がある場合に、)車いす乗車時に後退を防止する機構が設けられていること	
-	周囲から車いす乗降中であることを確認できるような表示器を設置する。	
スロープ	乗降口のうち1カ所は、スロープ、その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。	←
	・横から乗車:スロープの勾配は、14度(約1/4)以下とする。 ・横から乗車:スロープの勾配は、10度以下(約1/6)以下が望ましい。 ・後部から乗車:同上。	←
	スロープの幅は720mm以上とする(ただし、車両取付部(750mm以上)はこの限りではない)車いすのスロープからの脱輪防止のためエッジのある構造とする。エッジの高さは車いすのハンドリムと干渉しないよう留意する。	←
	スロープの表面は滑りやすい素材であること。	←
	スロープの耐荷重は、電動車いす本体(80~100kg程度)、車いす使用者本人、介助者の重量を勘案し300kg以上とする。ただし、介助者が車いす使用者と同時に利用しない場合には200kg以上とする。	← ※荷重のかかり方に関する検討も必要。JIS規格等を参照
	スロープは乗降口から脱落しない構造とする。 スロープと床面に段差ができないような構造とする。	←
	スロープは使用に便利で、乗客にとって安全な場所に備えられたものであること。	←
乗降用手すり	身体障がい者・高齢者の乗降の円滑化、姿勢保持、立ち座り、安全確保のために、乗降口には手すりを設置する。	・手すりだけでなく、グリップや座席等でも機能を満たせば可とすべき。
	・夜間や薄暗い時、又は高齢者、弱視者の安全のために、手すりは容易に識別できる配色であること。 ・手すりの色は朱色又は黄赤とする。 ・手すりとその周囲の部分との色の明度差をつける。	←
	・身体障がい者・高齢者が握りやすい形状であること。 ・パイプ径は20~30mm程度とする。	※伝え歩きを想定したバスの手すりとは用途が異なるため、同様な規定は適切でない。
	・身体障がい者・高齢者が握りやすいように、手すりの表面は滑りにくい材質や仕上げであること。	・身体障がい者・高齢者が握りやすい形状であること。
床の材質、形状	床の材質は、滑りにくい仕上げとする。	←
	車いす使用者が安楽で適正な座位姿勢を保てるように、固定スペースの床面は水平にする。	車いす使用者が安楽で適正な座位姿勢を保てるように、固定スペースの床面の傾斜を10度(約1/6)以下(水平)とする。
車いすスペース	次に掲げる規格に適合する車いすスペースを1以上設置する。 車いすスペースは、車いすの進入しやすい位置に設ける。	←
	車いすを固定するスペースは、長さ1,300mm以上、幅750mm以上、高さ1,400mm以上とする。	車いすを固定するスペースは、長さ1,300mm以上、幅750mm以上、高さ1,350mm以上(1,400mm以上)とする。 ← ・固定スペースor乗車可能な車いすの寸法で規定?
	車いす使用者の外への視界を、座席利用者同様に確保する。 (側方からの乗車の場合)車内には車いすが介助により転回できるスペースを確保する。 注:回転盤を使用する場合はこの限りではない。	←
	-	車いす使用者が乗車中に利用できる手すりなどを設置する。 車いす使用者乗車時に、車いすスペースの横に介助者(付添人)用の座席を設置4名以上の乗客が乗車できること。車いす使用者乗車時には、車いす使用者以外の乗客1名(2名)以上が乗車できること。
室内座席	-	-
後部座席スペース	-	-
車いす固定方法	車いすを固定することができる設備が備えられていること。固定装置は、固縛、開放に要する時間が短く、かつ確実に固定できるものであること。	←
	車いす使用者が走行中も車いすに着座する場合には、前向き固定、後ろ向き固定を問わず、車両内の固定装置は20Gの衝撃に耐えられる強度とする。	・手動式と電動式では求められる強度が異なる。 ・電動式車いすの乗車では20G相当の強度の確保は困難。
	車いす使用者が走行中も車いすに着座する場合には、前向き固定、後ろ向き固定を問わず、車いすが20Gの衝撃に耐えられる強度とする。	←
	車いす側にフック等の固定場所を明示する。 車いす使用者向けのヘッドレストを用意する。(ヘッドレストは、車いす、車両側のいずれかに用意されていること。) 前向き固定、後ろ向き固定を問わず、ヘッドレストの高さ、角度などの調整ができるように	・車いすの種類によりヘッドレストの位置が異なるため、車側の対応は困難。 ・車いすの種類によりシートベルトの位置が異なり、装着できない場合もある。車いす側の対応も検討。
・車いす使用者の安全を確保するために、シートベルトを設置する。 ・前向き固定:3点式とする。後ろ向き固定:3点又は2点式とする。	車いす使用者の安全を確保するために、前向き固定とし、3点式シートベルトを設置する。	
車いす、補装具収納場所	車いす使用者が座席に移乗した場合のために、折りたたんだ車いすの収納スペースを確保 収納スペースは、長さ1,050mm以上、幅350mm以上、高さ900mm以上とする(標準型自操用自動車いすを折りたたんだ時の最大寸法に対応できる収納スペース。) 車内に杖、歩行器、歩行者等の補装具を収納するスペースを設置する。	← ←
	車外に、車いすシンボルマークを表示し、移乗又は車いすによる乗車が可能であることを明示する。乗車可能な車いすの大きさ、形状等について車外に明示する。	車外に車いすシンボルマークを表示し、移乗又は車いすによる乗車が可能であることを明示する。ただし、ユニバーサルデザインタクシーマークに変えることとして良いものとする。
点字表示・音声案内等	タクシメーター表示について、色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した大きな表示とする。 視覚障害者のために、音声によって運賃が確認できるような装置を設置することが望ましい 初乗運賃の点字表示等	・音声確認機能はまだ一般的ではない。 ・機器類の装備は事業者者に依存する。車両or事業者で認定?
	空車ランプ表示は、夜間でも視認可能なものとする。 LED表示器の場合は直射日光の元でも視認可能なものとする。 弱視者・色覚障害者に配慮し、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した大きな表示とする。	・機器類の装備は事業者者に依存する。認定は車両or事業者?
その他の設備、表示	聴覚・言語障害者とのコミュニケーション円滑化のために、筆談用のメモ用紙などを備える。	聴覚・言語障がい者とのコミュニケーション円滑化のために、車両に筆談器を収納するスペースを設ける。